

二本松市告示第44号

平成30年3月2日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による二本松市議会議員定数条例改正の請求について、同条第3項の規定に基づき平成30年3月議会に付議した結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月22日

二本松市長 三保 恵一



1 提出議案

議案第57号

二本松市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について

2 議決年月日

平成30年3月20日

3 審議の結果

修正可決